

牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する 防疫対策ガイドラインが策定されました

- ◆牛ウイルス性下痢・粘膜病は家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する届出伝染病です。
- ◆本病は発生地域におけるワクチン接種による発生予防と持続感染牛(PI牛)の自主淘汰に重点を置いた対策を講じてきました。
- ◆近年の本病発生は増加傾向にあって、全国的にまん延することが危惧されたことから、この度、全国統一的な防疫対策ガイドラインが策定されました。

牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドラインの主旨

発生予防対策

本病に関する知識の普及と啓発

適切な飼養衛生管理

導入時の本病の進入防止

ワクチン接種

まん延防止対策

持続感染牛摘発のための検査

持続感染牛摘発後の農場対応

持続感染牛の自主淘汰

ワクチン接種

※詳しくは家畜保健衛生所へお問い合わせください

(参考)

牛ウイルス性下痢・粘膜病とは

- ◆牛ウイルス性下痢ウイルスの感染により、育成牛には呼吸器病や下痢などを起こすほか、特に妊娠牛には異常産（流産や胎子奇形）や繁殖障害などを起こします。
- ◆多くは感染してから2～3週間後に、体内で十分な抗体が産生させて、体内からウイルスが排除されることから、一過性で回復します。
- ◆ただし、妊娠牛に感染した場合、胎子の胎齢によっては、その胎子は出生後～生涯に渡ってウイルスを排出し続ける持続感染牛（PI牛）となります。

持続感染牛（PI牛）とは

- ◆妊娠牛に感染した場合、胎子の胎齢が約30～150日の時に持続感染牛として出生する場合があります。
- ◆持続感染牛は一見健康に見えますが、やがて発育不良に陥り、牛ウイルス性下痢ウイルスを多量に含む鼻汁や糞尿等を排出し続けるため、持続的に農場内での感染源となります。
- ◆持続感染牛が農場内に存在する限り、常に感染が広がり、農場全体としての生産性を著しく低下させます。



妊娠牛が感染すると胎子にも感染

分娩後



産子は、PI牛となり、感染源に